

1 国家戦略特別区域の名称

「新潟市 革新的農業実践特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(平成28年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる法人が、新潟市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、新潟市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

① 株式会社ローソン（東京都品川区）

〔営農作物：米、野菜等〕【平成27年1月を目途に設立】

② 株式会社新潟麦酒（新潟市西蒲区）

〔営農作物等：養豚、牧草・ビール麦栽培等〕【平成26年12月を目途に設立】

③ 株式会社新潟クボタ（新潟市中央区）

〔営農作物：小麦、米〕【平成27年8月を目途に設立】

④ 株式会社W P P C（新潟市秋葉区）

〔営農作物：苔栽培〕【平成27年6月を目途に設立】

⑤ 株式会社セブンファーム新潟（新潟市江南区）

〔営農作物：カブ、ダイコン等〕【平成27年8月を目途に設立】

⑥ 株式会社 a r s - d i n i n g（新潟市東区）（特例農業法人に移行）

〔営農作物：エダマメ、イチゴ等〕【平成27年6月を目途に移行】

⑦ 株式会社アイエスエフネットライフ新潟（新潟市中央区）

〔営農作物：イチジク、施設栽培トマト等〕【平成27年6月を目途に設立】

⑧ 東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区）

〔営農作物：酒米、野菜等〕【平成28年2月を目途に設立】

⑨ 株式会社ひらせいホームセンター（新潟市西区）

〔営農作物：スイカ、ダイコン等〕【平成28年1月を目途に設立】

(2) 名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(国家戦略特別区域法第 19 条に規定する農地等効率的利用促進事業)

新潟市と新潟市内 6 農業委員会との同意に基づき、新潟市内全域の農地について、農地法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、新潟市長が行う。【平成 28 年 4 月より実施】

(3) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる法人が、自社や新潟市内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① 有限会社フジタファーム（新潟市西蒲区）

設置場所：新潟市西蒲区内【平成 27 年度より実施】

② 株式会社絆コーポレーション（新潟市東区）

設置場所：新潟市江南区内【平成 27 年度より実施】

③ 有限会社ワイエスアグリプラント（新潟市西蒲区）

設置場所：新潟市西蒲区内【平成 27 年度より実施】

④ 有限会社高儀農場（新潟市北区）

設置場所：新潟市北区内【平成 27 年度より実施】

(4) 名称：農業への信用保証制度の適用 関連事業

内容：農業への信用保証制度の適用

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

新潟市が、本年中に予算措置を講じ新たな制度融資を創設した上で、商工業とともに農業を営む中小企業者等が、新潟県信用保証協会の保証を得て、資金融通を受けることができるようにする。【平成 27 年 1 月より実施】

(5) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 5 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

新潟市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、新潟市内における外国人による創業活動を促進する。

【平成 28 年 4 月より実施】

(6) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第24条の3に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人(NPO法人)の設立を促進するため、新潟市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【平成28年1月より実施】

(7) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)

① 革新的な農業情報提供システム実証事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除、ii) 研究開発税制の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

農業生産性を向上させるため、上空からのリモートセンシング及びフィールドセンサーネットワークにより得られるデータを活用する革新的な農業情報サービスの研究開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 新潟県新潟市中央区笹口2丁目13-11

(ウォーターセル株式会社)

c) 当該事業の実施期間 平成27年12月～平成29年3月

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

革新的な農業情報提供システム実証事業に係るフィールドセンサーネットワーク一式

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第2号ニ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により研究開発を行う農業情報提供システムは、新たな農業生産モデルの創出に寄与し、農業分野における我が国の国際競争力の強化に資する取組みと位置付けられ、新潟市における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 ウォーターセル株式会社(新潟県新潟市)及び株式会社IHI(東京都江東区)

(8) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の事業者が、

それぞれの公道に各施設等を設置することにより、道路空間を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、まちに魅力と活力のある国際的な経済活動の拠点形成の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号の施設等とする。（事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。）

① 新潟交通株式会社

- ・市道南 2－1 号線（別紙 1）

（9）名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

（国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客や M I C E へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 新潟市の別図 1 の区域

【平成 29 年 7 月より実施予定】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、企業など多様な担い手が農業に参入し、効率的・先進的な生産に取り組むとともに、農業者自らも農畜産物の利用拡大に取り組むことを通じ、農地の効率的利用や革新的農業の推進、生産の拡大が図られ、新潟市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ農業ベンチャー等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 27 年 10 月に設置】

i）設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii）設置場所：NEXT 2 1 12 階

新潟市産業振興財団ビジネス支援センター隣

- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
 - ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
 - ・相談員による個別訪問指導
 - ・セミナーの開催 等

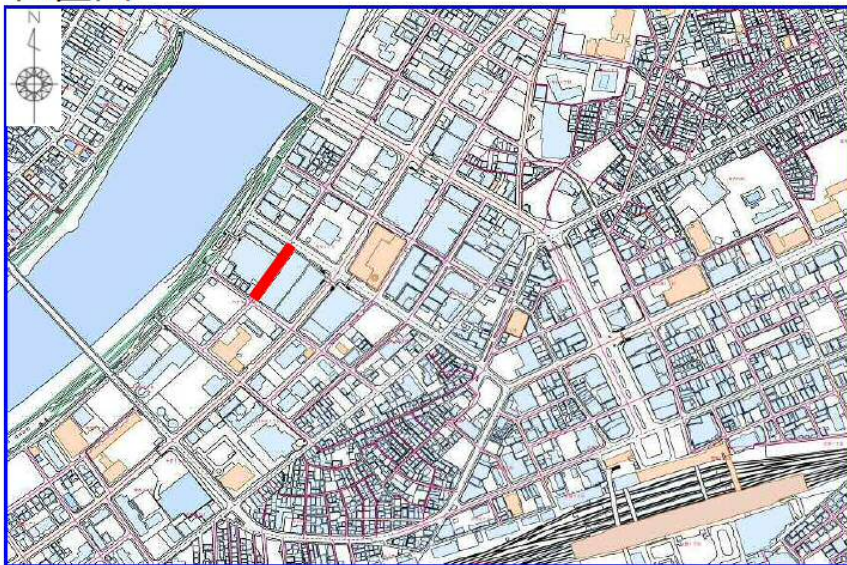
別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

市道南2-1号線



位置図

適用区域



新潟市における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例) 実施地域

